

【当別町 建築確認申請手数料等 一覧表】

(令和7年4月1日以降)

手数料の名称 (面積区分)		金 額	摘 要 等
●建築確認申請手数料 (計画通知含む)			手数料の金額の算出の基礎とされている床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。
0-30㎡以内	特例の場合※	14,000円	(1) 建築物を建築する場合 (2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
	-	16,000円	
30㎡超-100㎡以内	特例の場合※	20,000円	(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 (移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
	-	24,000円	
100㎡超-200㎡以内	特例の場合※	30,000円	(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 (4)に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
	-	36,000円	
200㎡超-300㎡以内	-	48,000円	(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
300㎡超-	-	77,000円	
●建築設備確認申請手数料		17,000円	※ 確認の特例…建築基準法施行令第10条第1号、第3号及び第4号に掲げる建築物であることをいう。
●建築設備確認申請手数料 (変更)		11,000円	
●工作物確認申請手数料		16,000円	
●工作物確認申請手数料 (変更)		11,000円	
●建築物加算手数料			確認申請又は計画通知において、建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準 (仕様基準) に適合するかどうかを審査する場合にあっては、一の建築物につき左記の金額を加算する。
一戸建ての住宅		6,000円	
共同住宅		27,000円	
●建築物完了検査手数料 (完了通知含む)			手数料の金額の算出の基礎とされている床面積の合計は、建築物を建築した場合 (移転した場合を除く。) にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
0-30㎡以内	検査の特例の場合※	15,000円	※検査の特例…建築基準法施行令第10条第1号、第3号及び第4号に掲げる建築物であることをいう。
	-	24,000円	
30㎡超-100㎡以内	検査の特例の場合※	17,000円	
	-	27,000円	
100㎡超-200㎡以内	検査の特例の場合※	23,000円	
	-	34,000円	
200㎡超-300㎡以内	-	63,000円	
300㎡超-	-	82,000円	
●建築設備完了検査手数料		17,000円	
●工作物完了検査手数料		13,000円	
●仮使用認定申請手数料		121,000円	建築基準法第7条の6第1項第1号、2号 建築基準法第18条第38項第1号、2号

【当別町 建築基準法関係手数料等 一覧表】

(令和7年4月1日以降)

手数料の名称 (面積区分)	該当条項 ※法：建築基準法	金 額	摘 要 等
仮設興行場等建築許可申請手数料	法第85条第6項 法第87条の3第6項	120,000円	※1件につき
一団地の建築物の特例認定申請手数料	法第86条第1項	Nが1又は2の場合 78,000円 Nが3以上の場合 $78,000+28,000 \times (N-2)$ 円	※N:一団の土地内の建築物数
既存建築物を前提とした総合的設計による一の敷地とみなす建築物の特例認定申請	法第86条第2項	Nが1の場合 78,000円 Nが2以上の場合 $78,000+28,000 \times (N-1)$ 円	※N:一団の土地内の建築物数
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	法第86条の2第1項	Nが1の場合 78,000円 Nが2以上の場合 $78,000+28,000 \times (N-1)$ 円	※N:一団の土地内の建築物数
一の敷地内とみなす建築物認定又は許可取消申請手数料	法第86条の5第1項	$6,400+12,000 \times (N-1)$ 円	※N:一団の土地内の建築物数

【当別町 優良住宅新築認定申請手数料 一覧表】

(令和7年4月1日以降)

面 積 区 分	摘 要 等	金 額	備 考
新築住宅の面積の合計が100㎡以下	1件につき	6,200	
新築住宅の面積の合計が100㎡を超え500㎡以下	1件につき	8,600	
新築住宅の面積の合計が500㎡を超え2,000㎡以下	1件につき	13,000	
新築住宅の面積の合計が2,000㎡を超え10,000㎡以下	1件につき	35,000	
新築住宅の面積の合計が10,000㎡を超え50,000㎡以下	1件につき	43,000	
新築住宅の面積の合計が50,000㎡を超えるとき	1件につき	58,000	

【当別町建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料】

(令和7年4月1日以降)

○ 当初申請

申請単位	評価方法	申請対象区分	金額
住宅	標準入力法	～200㎡以内	36,000円
		200㎡超～	40,000円
	仕様・計算併用法	～200㎡以内	27,000円
		200㎡超～	30,000円
共同住宅	標準入力法	－	73,000円
	仕様・計算併用法	－	54,000円
非住宅部分	標準入力法※	建築物の非住宅部分 (増築及び改築の場合は、当該増築及び改築に係る部分に限る。)の区分に応じた金額	236,000円
	モデル建物法※		90,000円
	エネルギー消費性能の算定に該当しないもの		10,000円

○ 変更申請・軽微な変更該当証明書交付

申請単位	評価方法	申請対象区分	金額
住宅	標準入力法	～200㎡以内	21,000円
		200㎡超～	23,000円
	仕様・計算併用法	～200㎡以内	16,000円
		200㎡超～	17,000円
共同住宅	標準入力法	－	41,000円
	仕様・計算併用法	－	32,000円
非住宅部分	標準入力法※	建築物の非住宅部分 (増築及び改築の場合は、当該増築及び改築に係る部分に限る。)の区分に応じた金額	123,000円
	モデル建物法※		50,000円
	エネルギー消費性能の算定に該当しないもの		10,000円

※ エネルギー消費性能の算定対象の該当しない部分の床面積を除く。

【当別町 エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料】

(令和7年4月1日以降)

○ 当初申請

申請 単位	評価方法	申請対象区分			改定後	評価機関審査を受けた 場合の金額
住宅	標準審査	住戸数による区分	1戸	～200㎡以内	35,000円	5,000円
				200㎡超～	40,000円	5,000円
			2戸～4戸		71,000円	10,000円
			5戸～		119,000円	21,000円
		住戸以外の部分	-		71,000円	10,000円
	仕様・計算併用法	住戸数による区分	1戸	～200㎡以内	28,000円	5,000円
				200㎡超～	31,000円	5,000円
			2戸～4戸		55,000円	10,000円
			5戸～		92,000円	21,000円
		住戸以外の部分	-		55,000円	10,000円
	仕様基準	住戸数による区分	1戸	～200㎡以内	26,000円	5,000円
				200㎡超～	29,000円	5,000円
			2戸～4戸		53,000円	10,000円
			5戸～		90,000円	21,000円
		住戸以外の部分	-		53,000円	10,000円
非住宅	標準入力法	住戸以外の部分	-		236,000円	10,000円
	モデル建物法	住戸以外の部分	-		90,000円	10,000円

○ 変更申請

申請 単位	評価方法	申請対象区分			改定後	評価機関審査を受けた 場合の金額
住宅	標準審査	住戸数による区分	1戸	～200㎡以内	15,000円	5,000円
				200㎡超～	22,000円	5,000円
			2戸～4戸		41,000円	10,000円
			5戸～		70,000円	21,000円
		住戸以外の部分	-		41,000円	10,000円
	仕様・計算併用法	住戸数による区分	1戸	～200㎡以内	17,000円	5,000円
				200㎡超～	19,000円	5,000円
			2戸～4戸		33,000円	11,000円
			5戸～		58,000円	21,000円
		住戸以外の部分	-		33,000円	10,000円
	仕様基準	住戸数による区分	1戸	～200㎡以内	12,000円	5,000円
				200㎡超～	17,000円	5,000円
			2戸～4戸		32,000円	10,000円
			5戸～		56,000円	21,000円
		住戸以外の部分	～300㎡以内		32,000円	10,000円
非住宅	標準入力法	住戸以外の部分	～300㎡以内		124,000円	10,000円
	モデル建物法	住戸以外の部分	～300㎡以内		50,000円	10,000円

工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更	1,000円
----------------------	--------

【当別町 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料】

(令和7年4月1日以降)

○ 当初申請

申請単位	評価方法	申請対象区分		金額	評価機関審査を受けた場合の金額
住宅	標準入力法	住戸数による区分	1戸	37,000円	5,000円
			2戸～5戸	75,000円	10,000円
			6戸～10戸	105,000円	17,000円
			11戸～	148,000円	29,000円
		住戸以外の部分	-	112,000円	10,000円
	誘導仕様基準	住戸数による区分	1戸	28,000円	5,000円
			2戸～5戸	56,000円	10,000円
			6戸～10戸	80,000円	17,000円
			11戸～	115,000円	29,000円
		住戸以外の部分	-	81,000円	10,000円
非住宅	標準入力法	住戸以外の部分	-	236,000円	10,000円
	モデル建物法	住戸以外の部分	-	90,000円	10,000円

○ 変更申請

申請単位	評価方法	申請対象区分		金額	評価機関審査を受けた場合の金額
住宅	標準入力法	住戸数による区分	1戸	20,000円	5,000円
			2戸～5戸	41,000円	10,000円
			6戸～10戸	59,000円	17,000円
			11戸～	85,000円	29,000円
		住戸以外の部分	-	61,000円	10,000円
	誘導仕様基準	住戸数による区分	1戸	17,000円	5,000円
			2戸～5戸	35,000円	10,000円
			6戸～10戸	51,000円	17,000円
			11戸～	75,000円	29,000円
		住戸以外の部分	-	45,000円	10,000円
非住宅	標準入力法	住戸以外の部分	-	124,000円	10,000円
	モデル建物法	住戸以外の部分	-	50,000円	10,000円

工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更	1,000円
----------------------	--------

【当別町長期優良住宅認定申請手数料一覧表】

令和7年4月1日以降

○新築・増改築・維持保全計画(既存住宅)認定申請 (円)

申請 単位	算定区分	区分	手数料 (全て町で審査した場合)	手数料 (長期使用構造確認あり)
新築	住戸数による区分	1戸	51,000	14,000
		2戸～5戸	117,000	27,000
		6戸～10戸	185,000	43,000
		11戸～	363,000	73,000
増改築 ・ 維持保全計画	住戸数による区分	1戸	74,000	20,000
		2戸～5戸	173,000	36,000
		6戸～10戸	277,000	60,000
		11戸～	547,000	99,000

○工事着手予定時期又は完了予定時期の変更申請	1,000
○譲受人を決定した場合の変更申請・承継承認申請	1,500

○変更認定申請

申請 単位	算定区分	区分	手数料 (全て町で審査した場合)	手数料 (長期使用構造確認あり)
新築	住戸数による区分	1戸	26,000	7,000
		2戸～5戸	58,000	13,000
		6戸～10戸	93,000	22,000
		11戸～	182,000	36,000
増改築 ・ 維持保全計画	住戸数による区分	1戸	42,000	15,000
		2戸～5戸	96,000	28,000
		6戸～10戸	156,000	47,000
		11戸～	299,000	75,000